

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人では、役員の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定している。役員の職務内容の特性は法人化前と同等以上であると言え、これまでの各年度における文部科学省国立大学法人評価委員会が当法人に対し実施した業績評価の結果を勘案したものとしている。役員の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,928千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。役員の職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が当法人に対し実施した業績評価の結果等を勘案し、経営協議会の議に基づき10%の範囲内でこれを増減できるものとしている。なお、平成30年度は当該手当への反映はしていない。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人信州大学役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という。)に則り、基本給に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当を加算して支給している。期末特別手当についても同規程に則り、基本給、地域手当及び広域異動手当の合計額に、当該額に100分の20を乗じて得た額及び基本給に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じ、期末特別手当支給率の引上げ(年間0.05月分)を実施した。

理事

法人の長に同じ

理事
(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されている。非常勤役員手当額については、役員報酬規程に則り支給している。

監事

法人の長に同じ

監事
(非常勤)

理事(非常勤)に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,929	千円 12,420	千円 5,135	千円 322(地域手当) 51(寒冷地手当)			
A理事	千円 14,560	千円 9,816	千円 4,058	千円 379(通勤手当) 255(地域手当) 51(寒冷地手当)			
B理事	千円 14,339	千円 9,816	千円 4,058	千円 120(通勤手当) 255(地域手当) 89(寒冷地手当)			
C理事	千円 14,579	千円 9,816	千円 4,058	千円 360(単身赴任手当) 255(地域手当) 89(寒冷地手当)			
D理事	千円 14,219	千円 9,816	千円 4,058	千円 255(地域手当) 89(寒冷地手当)			
E理事	千円 13,011	千円 8,472	千円 3,571	千円 456(単身赴任手当) 203(広域異動手当) 220(地域手当) 89(寒冷地手当)		3月30日	◇
F理事 (非常勤)	千円 2,135	千円 2,135	千円 ()	千円 ()			
A監事	千円 12,246	千円 8,472	千円 3,503	千円 220(地域手当) 51(寒冷地手当)			*
B監事 (非常勤)	千円 2,625	千円 2,625	千円 ()	千円 ()			

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長 当法人では、第3期中期目標期間において、山々に囲まれた自然環境及び信州の歴史・文化・伝統を大切に、人に優しい社会を目指し、さらに総合大学として世界に通じる教育・研究を行い、自ら創造できる人材を育成するとともに、地域・社会の発展に貢献することを目標としている。そうした中で、常勤職員数約2,000名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,928千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。当法人では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事 理事は、学長を補佐し、担当業務を総理するとともに、所属職員を統督している。理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,928千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。国立大学法人信州大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は法人化移行前の副学長と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事
(非常勤)

理事に同じ

監事 監事は、常勤職員数約2,000名の本学の監事として、法人業務の監査を執り行っている。監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬31,928千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べてもそれ以下となっている。国立大学法人信州大学では、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、監事の職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事
(非常勤)

監事に同じ

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A	千円 該当者なし	年	月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が当法人に対し実施した業績評価の結果等を勘案し、経営協議会の議に基づき10%の範囲内でこれを増減できるものとしている。なお、平成30年度は当該手当への反映はしていない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は労使交渉によって自主的・自律的に労働条件を決定することを基本としつつ、職員の給与水準の検討の際には、国家公務員の給与を参考としている。さらに、教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行っている。

なお、平成30年度における国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が410,940円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当(賞与)の支給率決定、査定昇給による昇給幅の決定、昇格並びに降格の実施の可否に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給:昇給 (査定分)	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、4号給上位の号給に昇給させることができる。勤務成績が極めて良好な職員及び特に良好な職員については、前述にかかわらず各々の昇給区分に応じ上位の号給に昇給させることができる。
基本給:昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、当法人就業規則に定める昇進をした者及び当法人が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給:降格	勤務成績が著しく不良である場合等当法人就業規則に定める降職させるに充分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

なお、年俸制が適用される大学教員に対しては、学長等による個別評価面談を実施し業績給を決定することとしている。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

国立大学法人信州大学職員給与規程に則り、基本給及び諸手当(職務調整額、管理職手当、医師免許調整手当、扶養親族手当、地域手当、広域異動手当、異動等特別手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、有資格職務手当、特別職務手当、特別支援学校教員特別手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、宿日直勤務手当、手術部看護業務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、RS手当、特別勤続手当、外部資金獲得手当)を支給している。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給月額+職務調整額+教職調整額+扶養親族手当+地域手当(算出の基礎から管理職手当を除く)+異動等特別手当(算出の基礎から管理職手当を除く)+広域異動手当(算出の基礎から管理職手当を除く))に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給月額+職務調整額+教職調整額+地域手当+異動等特別手当+広域異動手当)に勤勉手当取扱要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度は、平成30年人事院勧告を基調として①指定職基本給表を除く基本給表のベースアップ(平均0.2%(教育職基本給表(二)、教育職基本給表(三)は長野県人事委員会勧告を基調とする)の引上げ)、②基本給表が改正されるに伴う職務調整額の改正、③医師免許調整手当の引上げ(医師免許取得後の経過期間ごとに100円の引上げ)、④夜間等診療手当の引上げ(1,000円の引上げ)、⑤期末手当勤勉手当支給率の引上げ(4.40月分から4.45月分(指定職俸給表適用職員については3.30月分から3.35月分))を実施した。また、平成28年人事院勧告を基調として扶養親族手当の改正を実施した。

また、教育職基本給表(二)及び教育職基本給表(三)の適用を受ける職員に勤務調整額を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1,884	歳 42.4	千円 6,404	千円 4,690	千円 44	千円 1,714
事務・技術	人 427	歳 42.2	千円 5,529	千円 4,083	千円 71	千円 1,446
教育職種 (大学教員)	人 682	歳 49.5	千円 8,402	千円 6,075	千円 42	千円 2,327
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 581	歳 35.3	千円 4,829	千円 3,584	千円 29	千円 1,245
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 18	歳 36.6	千円 6,246	千円 4,609	千円 24	千円 1,637
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 58	歳 39.5	千円 7,189	千円 5,368	千円 21	千円 1,821
教育職種 (外国人教師等)	人 4	歳 49.3	千円 6,999	千円 5,174	千円 32	千円 1,825
医療職種 (病院医療技術職員)	人 98	歳 37.6	千円 5,096	千円 3,775	千円 39	千円 1,321
その他医療職種 (医療技術職員)	人 7	歳 45.8	千円 5,136	千円 3,803	千円 144	千円 1,333
その他医療職種 (看護師)	人 6	歳 52.5	千円 5,463	千円 3,991	千円 55	千円 1,472
指定職種	人 3	歳 59.2	千円 14,144	千円 10,206	千円 59	千円 3,938
非常勤職員	人 103	歳 40.1	千円 3,134	千円 2,543	千円 55	千円 591
事務・技術	人 17	歳 51.6	千円 2,619	千円 2,358	千円 121	千円 261
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 5	歳 30.5	千円 3,782	千円 3,782	千円 15	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 14	歳 59.7	千円 2,466	千円 2,235	千円 68	千円 231
医療職種 (病院医療技術職員)	人 55	歳 30.6	千円 3,338	千円 2,542	千円 27	千円 796
研究職	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究支援推進員	人 4	歳 47.8	千円 3,600	千円 2,685	千円 59	千円 915
その他	人 8	歳 49.1	千円 3,357	千円 2,635	千円 105	千円 722

注1: 本法人には「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注2: 「技能・労務職員」とは、教務助手等を指す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を指す。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「その他」とは、コーディネーター等を指す。

注6: 常勤職員の「技能・労務職種」、非常勤職員の「研究職」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、区分以外には記載せず、常勤職員及び非常職員のそれぞれの全体の数値からも除外している。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 91	歳 49.4	千円 8,949	千円 7,268	千円 31	千円 1,681
教育職種 (大学教員)	人 62	歳 54.5	千円 11,030	千円 8,563	千円 46	千円 2,467
助教(診療)	人 29	歳 38.5	千円 4,501	千円 4,501	千円 0	千円 0
非常勤職員	人 135	歳 45.4	千円 5,991	千円 5,991	千円 4	千円 0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 4	歳 43.8	千円 2,042	千円 2,042	千円 0	千円 0
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 3	歳 40.2	千円 4,313	千円 4,313	千円 0	千円 0
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職	人 21	歳 41.7	千円 4,451	千円 4,451	千円 4	千円 0
特任教員	人 17	歳 61.6	千円 9,334	千円 9,334	千円 0	千円 0
特定有期雇用教員	人 80	歳 42.2	千円 6,217	千円 6,217	千円 0	千円 0
特定有期雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究支援推進員	人 4	歳 44.8	千円 2,937	千円 2,937	千円 0	千円 0
その他	人 6	歳 60.3	千円 4,410	千円 4,410	千円 78	千円 0

注1: 本法人には年俸制を適用する「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注2: 年俸制を適用する常勤職員において、事務・技術、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び医療職種(病院医療技術職員)については該当する職員がいないため、記載を省略した。

注3: 年俸制を適用する非常勤職員において、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については該当する職員がいないため、記載を省略した。

注4: 「技能・労務職種」とは、教務助手等を指す。

注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属学校の有期雇用教員(特任養護教諭)を指す。

注6: 「特任教員」とは、特別の教育、学生指導、国際交流、入学試験(アドミッション)、研究、産学官地域連携、知的財産、学術情報、大学運営等又は特別の診療若しくは研修医の指導等に携わる教育職員を指す。

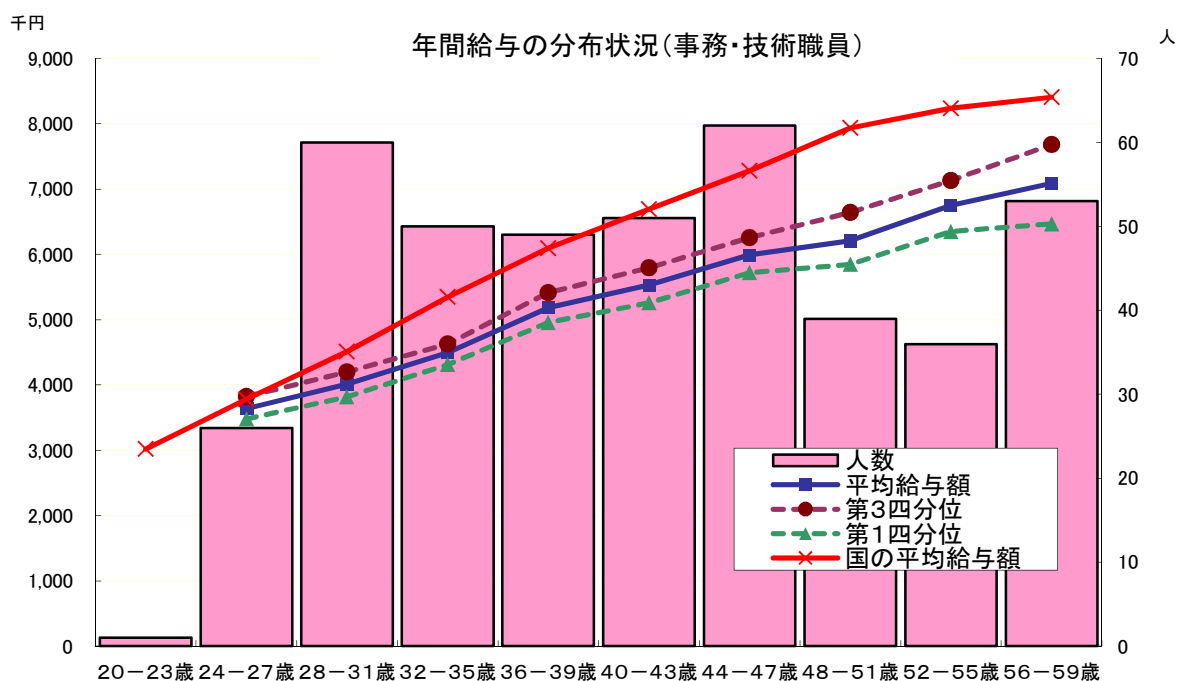
注7: 「特定有期雇用教員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う教育職員を指す。

注8: 「特定有期雇用職員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う職員を指す。

注9: 「その他」とは、コーディネーター等を指す。

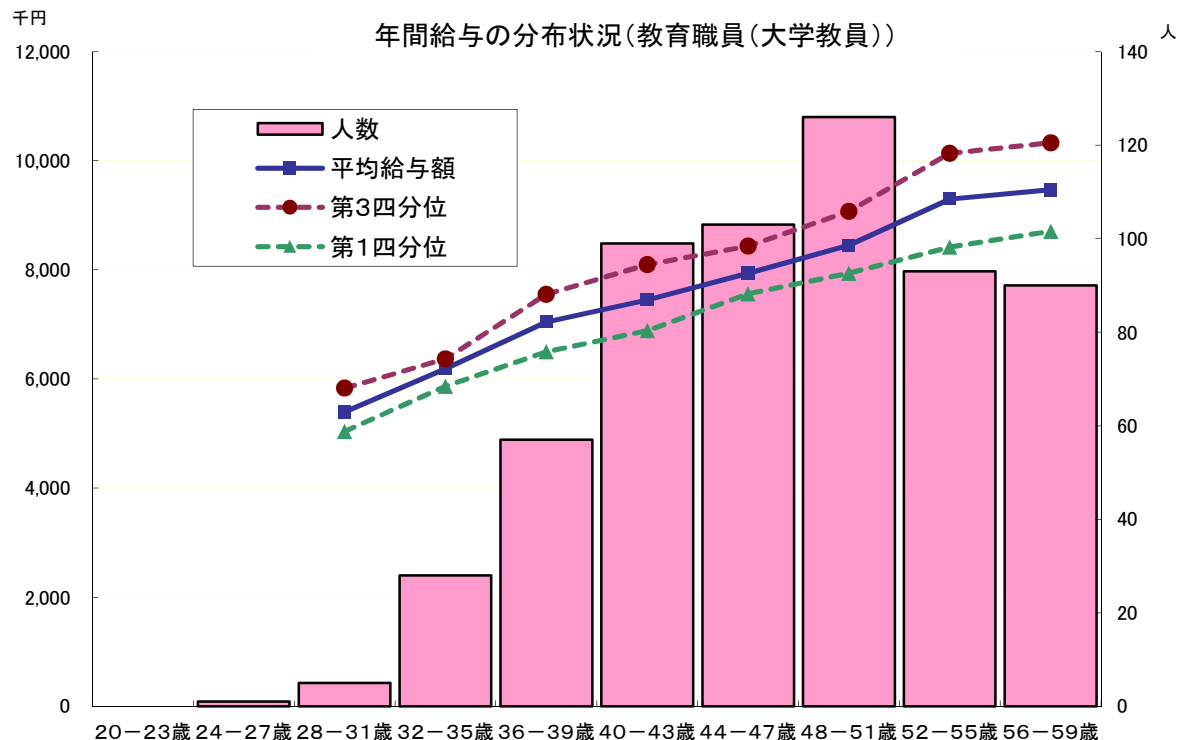
注10: 非常勤職員の「事務・技術」「医療職種(病院医療技術職員)」「特定有期雇用職員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



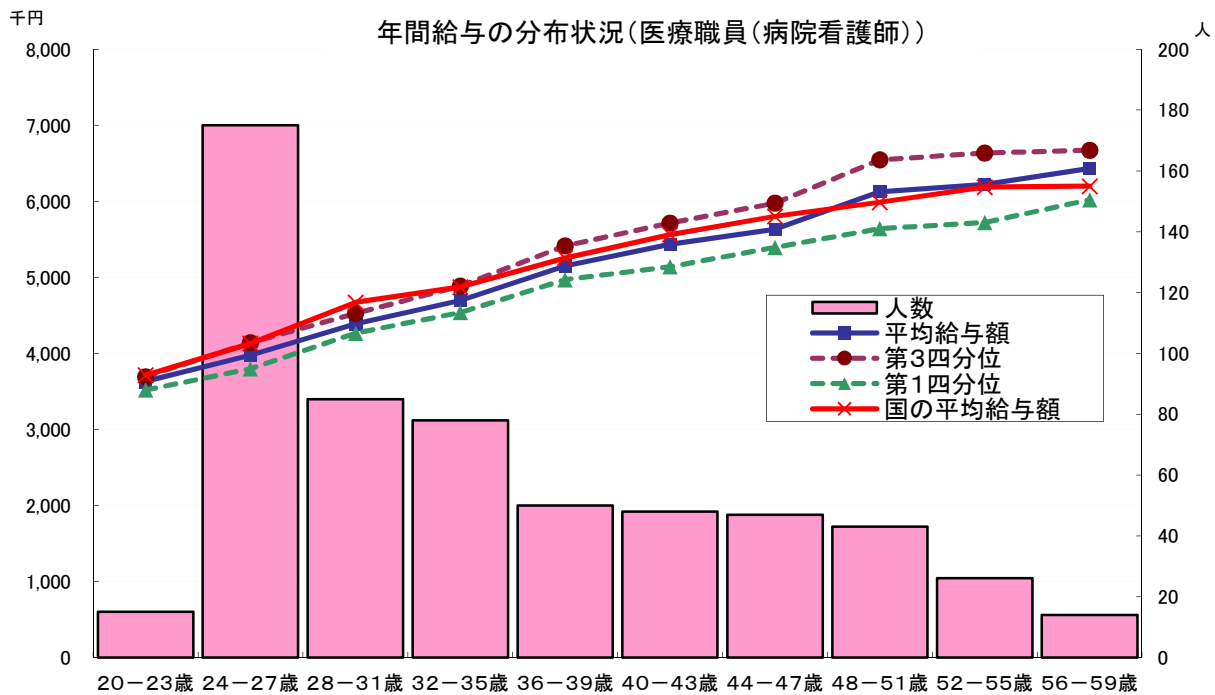
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表職位	人	歳	千円	千円
部長	7	58.5	8,945	11,427 ～7,783
課長	26	55.5	7,755	9,425 ～6,804
課長補佐	46	52.7	6,636	7,561 ～5,943
係長	149	46.0	5,912	7,083 ～4,957
主任	55	39.5	5,090	6,278 ～4,326
係員	144	32.9	4,168	5,611 ～2,744

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表職位	人	歳	千円	千円
教授	246	55.7	9,798	12,854 ～7,763
准教授	259	47.6	8,083	9,590 ～5,865
講師	54	44.9	7,490	8,632 ～5,832
助教	121	42.8	6,468	7,567 ～5,011
助手	2			

注: 助手の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
代表職位	人	歳	千円	千円
看護部長	1			
副看護部長	5	54.7	6,957	7,471 ～6,673
看護師長	30	50.8	6,522	7,525 ～5,658
副看護師長	70	43.4	5,757	6,803 ～4,547
看護師	474	32.8	4,517	6,440 ～3,512
准看護師	1			

注: 看護部長、准看護師の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.2	% 58.4	% 57.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.8	% 41.6	% 42.2
	最高～最低	% 51.2～39.6	% 51.7～38.2	% 51.4～38.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.2	% 59.8	% 59.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.8	% 40.2	% 41.0
	最高～最低	% 44.3～38.6	% 42.7～36.9	% 43.5～38.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.7	% 59.4	% 58.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.3	% 40.6	% 41.4
	最高～最低	% 54.4～39.9	% 51.8～38.5	% 53.0～39.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.5	% 59.9	% 59.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.5	% 40.1	% 40.8
	最高～最低	% 51.2～38.1	% 48.9～36.7	% 50.0～37.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 51.9	% 54.9	% 53.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 48.1	% 45.1	% 46.6
	最高～最低	% 51.2～44.3	% 48.9～40.2	% 50.5～42.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.3	% 59.8	% 59.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.7	% 40.2	% 40.9
	最高～最低	% 44.3～37.8	% 42.7～36.4	% 43.5～37.1

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 83.8 ・年齢・地域勘案 91.3 ・年齢・学歴勘案 83.8 ・年齢・地域・学歴勘案 91.3 (参考) 対他法人 95.5
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 28.1% (国からの財政支出額 14,160百万円、支出予算の総額 50,336百万円:平成30年度予算) 【検証結果】 本学における国からの財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100以下であり、文部科学大臣からの検証結果も適正であるということから、今後も適正な給与水準の維持に努める。

医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 97.4 ・年齢・地域勘案 97.9 ・年齢・学歴勘案 96.4 ・年齢・地域・学歴勘案 97.8 (参考) 対他法人 97.3
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 28.1% (国からの財政支出額 14,160百万円、支出予算の総額 50,336百万円:平成30年度予算) 【検証結果】 本学における国からの財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100以下であり、文部科学大臣からの検証結果も適正であるということから、今後も適正な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成30年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

4 モデル給与

【事務・技術職員】

- 22歳(大卒初任給)
月額 180,700円 年間給与 2,718,723円
- 35歳(主任)
月額 280,200円 年間給与 4,692,214円
- 50歳(副課長)
月額 377,157円 年間給与 6,374,893円

【教育職員(大学教員)】

- 27歳(博士修了初任給)
月額 289,600円 年間給与 4,353,840円
- 35歳(助教)
月額 329,448円 年間給与 5,503,789円
- 50歳(教授)
月額 487,247円 年間給与 8,252,705円

※扶養親族がいる場合には、扶養親族手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当(賞与)の支給率決定、査定昇給による昇給幅の決定、昇格並びに降格の実施の可否に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給:昇給 (査定分)	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、4号給上位の号給に昇給させることができる。勤務成績が極めて良好な職員及び特に良好な職員については、前述にかかわらず各々の昇給区分に応じ上位の号給に昇給させることができる。
基本給:昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、当法人就業規則に定める昇進をした者及び当法人が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給:降格	勤務成績が著しく不良である場合等当法人就業規則に定める降職させるに充分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

なお、年俸制が適用される大学教員に対しては、学長等による個別評価面談を実施し業績給を決定することとしている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,134,854	千円 14,072,562	千円 14,139,576	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,238,015	千円 1,139,918	千円 1,117,116	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 6,794,286	千円 6,995,166	千円 7,075,613	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 3,018,523	千円 3,059,393	千円 3,141,799	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 25,185,679	千円 25,267,040	千円 25,474,105	千円	千円	千円

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費、各種補助金、寄附金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の額と一致しない。

注3: 総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額(A)」の増減の主な要因(対前年度比0.5%の増)
 - ・平成30年人事院勧告を基調として基本給及び期末勤勉手当の支給率を引き上げたため
- 「退職手当支給額(B)」の増減の主な要因(対前年度比2.0%の減)
 - ・事務系自己都合退職者が前年度に比べ少なかったため
- 「非常勤役職員等給与(C)」の増減の主な要因(対前年度比1.1%の増)
 - ・医学部附属病院収入や受託研究費、各種補助金、寄附金等により雇用される職員等が増加したため
- 「福利厚生費(D)」の増減の主な要因(対前年度比2.6%の増)
 - ・「非常勤役職員等給与(C)」が増加したため
 - ・共済組合負担金や厚生年金保険料等の事業主負担率が増加したため
- その他
 - ・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役職員に係る退職手当の支給率について、以下のとおり引下げを実施している。
 - * 役員退職手当 平成30年1月1日から、100分の87から100分の83.7に引下げ
 - * 職員退職手当 平成30年4月1日から、100分の87から100分の83.7に引下げ
 - 職員退職手当支給率の引下げを平成30年4月1日から実施としたことは、教職員及び教職員組合の理解を得るために時間をかける必要があったこと、年度途中の引下げは、中途退職を希望する教職員が生ずる懸念や当法人業務等に支障が生ずる可能性があったこと及び激変緩和の観点によるものである。

Ⅳ その他

特になし